

川崎ふるさとの小径憩いの場に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、川崎市が設定した川崎ふるさとの小径（以下「ふるさとの小径」という。）の利用者が快適な散策を楽しめるよう、地権者等の協力により確保される川崎ふるさとの小径憩いの場（以下「憩いの場」という。）の使用に関する協定の締結及び報償金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱における憩いの場とは、ふるさとの小径のコース又はコースの近隣に位置し、地権者等の協力によりふるさとの小径の利用者が使用するための、次に掲げる土地又は施設の総称をいう。

- (1) 休憩等の目的で使用の承諾を受けた土地（境内地等）
- (2) トイレ
- (3) 水飲み
- (4) くずかご

(川崎ふるさとの小径憩いの場の設置)

第3条 市長は、ふるさとの小径のコース又はコースの近隣において、ふるさとの小径の利用者が快適に散策を楽しめるための憩いの場に相応しい土地（境内地等）について、地権者等の協力を得て憩いの場を設置することができる。

(川崎ふるさとの小径憩いの場の使用に関する協定)

第4条 市長は、第2条に規定する憩いの場の使用について、協力が得られる地権者と、憩いの場の使用に関する協定（以下「協定」という。）を、別紙協定書（第1号様式。以下「協定書」という。）により締結する。

(協定の期間)

第5条 協定の期間は、原則として1年とする。

(協定内容の変更)

第6条 協定者は、協定書の内容に変更が生じた場合は、すみやかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合、協定書の変更を行うものとする。

(協定の解除)

第7条 市長は、公益上の理由その他特別な理由がある場合は、協定を解除できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、協定者は、市長に対し、川崎ふるさとの小径憩いの場協定解除申請書（第2号様式）により、協定の解除を申し出ることができるものとする。

3 市長は、前2項の規定により協定を解除した場合は、川崎ふるさとの小径憩いの場協定解除通知書（第3号様式）により、協定者に通知するものとする。

（報 償 金）

第8条 市長は、協定者に対し、予算の範囲内で別表1に定める基準により報償金を交付することができる。

（そ の 他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年11月17日から施行する。

（経過措置）

この要綱の施行の際、既に締結されている遊歩道憩いの場に関する協定は、第4条に規定する協定を締結したものとみなす。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

憩いの場内訳	年 額
境 内 地 等	10,000円
ト イ レ	15,000円
水 飲 み	10,000円
ご み 処 理	15,000円

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定事項に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証とするため、本通2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 川 崎 市

川崎市長

印

乙

印

第2号様式

川崎ふるさとの小径憩いの場協定解除申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請人 住所

氏名 印

電話

川崎ふるさとの小径憩いの場に関する要綱第7条第2項の規定により、川崎ふるさとの小径憩いの場の使用に関する協定を解除したいので申請します。

1 川崎ふるさとの小径の名称

2 所在地

3 氏名

4 解除の理由

第3号様式

川崎ふるさとの小径憩いの場協定解除通知書

文 書 番 号

年 月 日

様

川崎市長

川崎ふるさとの小径憩いの場に関する要綱第7条第3項の規定により、次のとおり川崎ふるさとの小径憩いの場の使用に関する協定を解除したので通知します。

1 川崎ふるさとの小径の名称

2 所 在 地

3 氏 名

4 指定年月日